

命 令 書

申立人 神奈川県農業協同組合労働組合連合
申立人 秦野市農業協同組合労働組合
申立人 X

被申立人 秦野市農業協同組合

主 文

- 1 被申立人は、申立人Xに対する昭和57年4月22日付け大根支所共済担当から経済部生活資材課プロパン係への人事異動命令を撤回し、同人を原職に復帰させなければならない。
- 2 被申立人は、本命令交付の日から1週間以内に、申立人らに対し下記の文書を手交しなければならない。

記

貴労働組合執行委員長X氏に対する昭和57年4月22日付け人事異動命令は、神奈川県地方労働委員会により不当労働行為と認定されました。

当農協としては、今後、このような不当労働行為を繰返して、貴労働組合及びX氏に御迷惑をおかけするようなことは決して致しません。

昭和 年 月 日

秦野市農業協同組合労働組合

執行委員長 X 殿

X 殿

秦野市農業協同組合

組合長 B 1

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人神奈川県農業協同組合労働組合連合（以下「県農協労連」という。）は、県下の農業協同組合の従業員で組織する労働組合の8単組により、昭和56年7月4日結成された連合体である。
- (2) 申立人秦野市農業協同組合労働組合（以下「労組」という。）は、被申立人秦野市農業協同組合の従業員で組織する労働組合で、結審時の組合員数は181名である。
なお、労組は、従前秦野市農業協同組合職員組合と称していたが、県農協労連の結成に伴い名称を変更したものである。
- (3) 申立人X（以下「X」という。）は、以前日産工業株式会社東京支店に勤務していたが、昭和48年2月被申立人に採用され、企画部教育広報課有線係に配属となったが、その後同人の担当業務が外注化されたのに伴い、昭和54年5月被申立人の大根支所共済係に配

属となり、昭和57年4月の本件定期異動で経済部生活資材課プロパン係に異動発令された。

- (4) 被申立人秦野市農業協同組合（以下「農協」という。）は、秦野市内にあった7農業協同組合（現在はそれぞれ農協の支所となっている。）が昭和38年と昭和41年の2回にわたり合併してできた農業協同組合で、現在5部、1室、12課、22係、7支所、2出張所の組織をもって、農協組合員に対する営農指導、農畜産物の集荷販売、農業倉庫管理、保管の各業務のほか、金融、共済、農産物の加工、生産資材、生活資材の受発注、配達販売、修理の各業務及びその他の業務を行っており、結審時においては、農協組合員数は、5,700名、農協の従業員数は、232名である。

2 Xの組合活動及び従前の労使事情

- (1) Xは、昭和48年2月農協に採用されてから、労組の組合員となった。そのころの労組では、1年ごとに順番制で役員になっていたもので、昭和49年6月Xは、労組の監事に選任され、昭和50年6月から副執行委員長に、昭和51年6月には執行委員長に選任され、現在に至っている。
- (2) Xは、従前の労組は役員が順番制で1年交代で選任されたり、意識的にも親睦会的な労組のあり方を改める必要があると考え、同人は、執行委員長になった昭和51年6月組織強化の一環として、先ず役員選出方法を従来の順番制から、全組合員の投票により執行委員を選出し、その互選により執行委員長を選出するなどの方法に改めたほか、組合事務所を設置したり、農協の労働基準法違反（残業手当の支給など）の是正活動などを行い、労働組合員の全体集会とか総決起集会なども開催した。
- (3) 県下の各農業協同組合は、神奈川県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）としてまとまっており、中央会は、労務管理の改善などについて指導したり、神奈川県農業給与改善委員会を設けて、毎年行われる春季賃上げ闘争に対処していたので、Xは、各単組の共闘が必要と考え、労組として神奈川県農業協同組合労働組合協議会へ15単組の一つとして参加し、昭和54年6月には同協議会の書記長に選任され、2期務めた。その間各単組の大会等に出席して共闘組織の必要性を訴えたりなどしてきたが、ようやく、昭和56年7月4日8単組で県農協労連が結成されるに至り、Xは、同労連の中央執行委員長に選任された。県農協労連は同時に、全国農業協同組合労働組合連合会及び神奈川県地方労働組合評議会に加盟した。
- (4) 昭和56年春闘中の同年4月16日、労組は農協に対して時間内団体交渉を申し入れたが、農協は、就業時間中は職務専念義務があるとして応じなかったため、同年4月21日、当委員会にあっせんを申請した。同年5月16日、当委員会のあっせんにより、①団体交渉は労働協約締結の趣旨に即して誠実に行い、労働協約の解釈運用に疑義あるときは、経営協議会で協議すること、②昭和56年春闘の団体交渉は、事務折衝で時間、場所を決めて行うこと及び就業時間内の交渉時間は、午後1時からとすることを内容とする協定締結によって解決した。
- (5) 昭和57年春闘で、県農協労連は、中央闘争委員会を設置し、統一闘争を組み、統一要求、統一行動（ワッペン着用など）を実施したほか、中央会との交渉を行うなどした。この統一闘争に当たり、①相模原市農業協同組合は、ワッペンを外さない限り団体交渉をしないとか、②綾瀬農協では、同年3月24日の団体交渉にX及び県評オグの参加を

拒否するなどのことがあったが、③秦野では、県農協労連と労組は連名で農協に対し要求書を提出し、団体交渉を申し入れたが、農協は、県農協労連の参加する団体交渉を労働協約の唯一交渉団体約款を理由に拒否したので、労組は、同年4月21日当委員会に団体交渉促進のあっせんを申請した。

この問題は、同月30日に提示された当委員会のあっせん案（組合側は改めて共同交渉を申し入れ、農協はこれに応ずること。）により解決した。④また、同年4月19日の農協と労組の団体交渉の席上などの場所でB2参事は、「Xひとりで突張って……全部が迷惑している云々……」等とXを暗に批判する発言をしている。⑤この統一闘争の結果、8単組平均では、中央会の給与改善委員会の示した6.5%の賃上げ幅を上回って妥結した。

(6) 労組では、昭和55年から農協の本所と支所の各分会で毎朝組合旗を揚げることにしていたが、組合員が組合旗を揚げると、すぐ農協役員が降ろすということの繰返しが続いていたところ、昭和57年4月19日、本所において組合員が揚げた組合旗が降ろされ、B2参事の机の上にぬれたまま置かれていた。B2参事は、長辺が1メートル以上あるその旗を直径20センチ、高さ40センチくらいのくずかごに、くちやくちやになったままかけた。

3 昭和57年度定期人事異動とXに対する異動発令

- (1) 農協では、毎年4月に定期人事異動を実施してきた。この定期異動は、①職員にできるだけ多くの職場を経験してもらうため、原則として一職場の在籍3年以上の者を対象として行うこと、②本所と支所との交流を図ること、③同一職場に長期間在籍することにより惹起される事故の発生を防止すること等の考え方をとっていた。
- (2) 昭和57年度については、4月に入ってすぐ農協組合長B1の指示により、専務理事B3、参事B2は、異動対象者リストをもとに、本人の適性、健康、家族の状況、勤務に関する情報（勤務評定、農協組合員の評価等の情報）のほか自己申告等の諸資料を参考として、それぞれB3メモ、B2メモを独自に作成したうえ、同月9日B3専務、B2参事のほか総務部長、人事課長を加えた4名で、人事異動案を具体的に検討し、その結果を人事課長は第1次案として整理した（同日の検討に当たり、B2参事は、B2メモを叩き台として行ったと証言し、B3専務は、B3メモを叩き台として行ったもので、B2メモは見えていないと証言しており、この点両名の証言はくい違っている。）。第1次案は、同月10日にB3専務からB1組合長に提出され、同月20日B1組合長、B3専務、B2参事の3名で最終的に協議し、次の表のとおり58名の異動を決定、同月22日に辞令を交付し、赴任は同月28日までとした。

種類 \ 性別	男子	女子	計
異動	30名	20名	50名
昇格	6		6
兼務を解く	2		2
計	38	20名	58

注 己16号証の1の数字は、間違っている。

- (3) 前記人事異動案の具体的な検討に入る前に、係長昇格候補となっていたX（大根支所共済係）とC1（本町支所共済係）の2名のうち、C1を係長に昇格させることは決っていた（この点についても、B2参事は自分が決めたと言い、B3専務は決めたのは自

分だと言い、両名の証言はくい違っている。)

- (4) 農協では従前から、人事異動に当たり、発令前に本人に対して内示することはしておらず、労組に対して事前に通知したこともない。もっとも、人事異動案の作成前にB3専務やB2参事は本人に面接をしていると言うが、異動対象者全員につきしているわけではなく、Xにも面接などしていない。
- (5) 昭和57年4月22日農協は、定期人事異動の辞令を各人に交付した。Xにも、大根支所共済係から本所経済部生活資材課プロパン係への異動辞令がB3専務から交付された。同日Xは、電話した後、B3専務のところへ行き、辞令をつき返して、報復人事だ等と抗議し、専務に呼ばれ入室したB2参事を交え、激しいやりとりが交わされた。
- (6) その後労組は、農協に対し、本件不当労働行為の救済申立て後、Xの異動に関し団体交渉を申し入れたが、農協は、団体交渉を拒否した。
- 4 昭和57年度定期異動とXの異動に関連したその余の事情

- (1) 昭和57年度定期異動における異動対象者（同一職場に3年以上在籍者）の数は、次の表のとおりである。

所属	役職	部長	課長 支所長 出張所長	係長・次長		一般職員		嘱託		計
				男	女	男	女	男	女	
本所		2名	7名	13名	1名	26名	12名	2名	1名	64名
支所			2	1		20	20			43
計		2	9	14	1	46	32	2	1	107

注 乙16号証の2による。

もっとも、この107名の中には特殊技術者等の理由で異動させられない者が9名前後いる。また、異動発令者58名の異動前後における所属及び役職は、次の表のとおりである。

所属	部長	課長 支部長 出張所長	係長・次長		一般職員		計	
			男	女	男	女		
発令前	本所	名 3 ⊕ 1	名 1	名 4 ⊕ 2	名 2	名 9 ⊕ 1	名 6	名 23 ⊕ 3 ⊕ 1
	支所		1	2 ⊕ 1		18 ⊕ 3 ⊕ 1	14	35 ⊕ 3 ⊕ 1 ⊕ 1
	計	3 ⊕ 1	2	6 ⊕ 2 ⊕ 1		27 ⊕ 4 ⊕ 1	20	58 ⊕ 6 ⊕ 2 ⊕ 1
発令後	本所	3 ⊕ 1	2 ⊕ 1	5 ⊕ 3		9 ⊕ 1	8	27 ⊕ 4 ⊕ 1 ⊕ 1
	支所		1	5 ⊕ 2 ⊕ 1		13	12	31 ⊕ 2 ⊕ 1
	計	3 ⊕ 1	3 ⊕ 1	10 ⊕ 5 ⊕ 1		22 ⊕ 1	20	58 ⊕ 6 ⊕ 1 ⊕ 2

註1 乙7号証による。

2 「⊕」は兼任を解くを、「⊗」は昇格者を、「⊙」は休職中の者を表し、いず

れも内数である。

3 発令前の人数は、発令後に対応した数字を示したものである。

(2) Xが昭和56年10月1日現在の自己申告書に記載した内容は、概略次のとおりである。

- ① 年齢 満41歳 勤続8年8か月
- ② 現在の職務内容（共済外務）について、仕事の分量は多過ぎる、興味は大いにもてる、職場は非常に働き易い、能力は大いに発揮できる。
- ③ 異動については、1年以内にできれば異動したい、その理由は、ほかの職場も経験したいとし、将来働きたい分野としては農政、企画関係と記載している。

B3専務は、Xの自己申告書を見た同年11月には、Xを異動させる腹を固めたということである。

(3) 共済外務の仕事とX

- ① 共済外務の仕事は、農協の組合員宅を訪問して、農業労災、自動車共済、建物共済、生命共済等への加入を勧誘することであって、各支所ごとに契約高のノルマを毎年課せられていたが、Xは常にノルマ以上の成績を挙げてきた。

Xは、大根支所の共済係となってから、昭和55年5月には神奈川県共済農業協同組合連合会（略称共済連）主催の沖縄洋上研修（4泊5日）を受け、また、合宿による集中研修（毎月1週間、4か月間の合同合宿）を同年11月に終了している。

- ② このように、共済外務の仕事は一定期間におけるノルマ達成にあるので、担当者は自分なりに毎日の仕事配分もでき、努力すれば時間の余裕もでき、年休もと取り易いことになる。

Xが組合活動のために費消した回数は、次の表のとおりである。

区分 \ 年	昭和55年	昭和56年	昭和57年 1月～4月	計
年休	9回	14回	10回	33回
組合休暇		11	1	12
時間内	1	8	2	11
時間外	77	101	40	218
計	87	134	53	274

注 時間外は、勤務終了後のものである。

- ③ 昭和49年以降7支所に配属された共済係は、Xを除き18名で、既に他部所へ異動した者は13名おり、このうち共済外務の研修を受けていた者は7名いる。この7名の平均在職期間は4年4か月（最長6年5か月、最短1年5か月）である。また、今回の定期異動で異動した者はC1（6年5か月在職、係長に昇格）とX（2年11か月）で、異動しなかった5名の在職年月は、4年1名、3年2名、2年と1年が各1名である（乙9号証）。
- ④ Xは、昭和57年3月農協組合員本人に無断で、農業労災保険契約を継続更新したところ、当該本人から苦情が出て、結局解約されたということがあった。しかし農協は、この件につき、Xに対し別段の措置をとっておらず、また、今回Xを異動した理由ともしていない。

(4) 経済部生活資材課の業務内容

- ① 経済部には生産資材課と生活資材課の両課があり、生産資材課は、飼肥料、農機具、農薬等の生産資材、集配センターの管理及び配送、自動車の販売等購買品の受発注全般を行っており、4係を置き課長以下21名の課である。生活資材課は、生活係（米の配送のほか電機製品の販売）、のんちゃん係（移動販売車ののんちゃん号4台）、プロパン係（プロパンガスボンベの配送）のほか利用係として葬祭センターの係と結婚式場の係があり、計5係、課長以下38名である。
- ② プロパン係はXの異動先であるが、その仕事の内容は、プロパンガスボンベ(25kg、43kg、95kg)にガスを充填後プロパン専用車により各家庭に配送する仕事で、配送するボンベの数は、1人当たり冬場で月平均約1,000軒、夏場で約650軒あり、年間では約1万本を超え、配送は自主配送表によりボンベのガス切れがないように計画的に行うが、その間ボンベのガス切れが起これば休日でも交代で配送することになるような、言わば単純肉体労働で、配送係は4名である。保安関係は係長ほか1名が担当し、ほかに女子1名を加えてプロパン係としては計7名で、農協の組合員に限らず、一般市民をも対象として販売活動を行っている。
- ③ プロパン係の採用は昭和39年以後であるから、農協は、同年からプロパン業務を開始したものと認められ、同年以降のプロパン係の異動状況は、次の表のとおりである。

項目 氏名	昭和57年 5月1日 現在の年齢	プロパン係に就任した 年月日(年齢)	プロパン係を離任 した年月日	備考
C 2	44 歳	昭和41・4・11(28)歳	現在に至る	保安担当として就任 現在係長
C 3	53	39・4・15(35)	昭和53・2・28	プロパン配送員として採用
C 4	54	39・1・13(36)	47・4・30(退職)	同
C 5	42	45・4・20(30)	現在に至る	
C 6	34	47・9・20(25)	昭和52・4・5	
C 7	29	49・4・15(21)	52・4・15	
C 8	27	50・12・1(20)	57・4・22	
C 9	27	52・4・15(22)	57・4・22	
C 10	26	53・3・1(22)	現在に至る	
C 11	31	54・4・17(28)	同	
C 12	24	55・4・16(22)	同	
X	41	57・4・22(41)		本件申立人

- (5) Xは、プロパン係への異動命令を拒否し、プロパン係として就労していないが、その後も毎日出勤しており、農協は、賃金を支給している。

以上の事実が認められる。

第2 判断及び法律上の根拠

申立人らは、Xに対する本件人事異動は多くの点で異常なものであり、Xの組合活動を忌

避した農協が、同人に対して差別、報復攻撃を加えたものとして労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であるとともに、これによって、労組及び県農協労連の弱体化を企図する、両組合の運営に支配介入する同法第7条第3号に該当する不当労働行為であると主張する。

他方、農協は、毎年4月に行っている定期人事異動の一環としてXの異動も行われたものであり、Xの異動については、同人が自己申告書で異動を希望したこと及び同人は共済外務の仕事も3年になり十分修得したと判断していたので、今回は経済関係の仕事をしてもらうため、生活資材課プロパン係へ配転したものである。しかも、共済外務もプロパン配送も同じく外勤の仕事であり、支所から本所への転勤により組合事務所も近くなるなど、同人の組合活動には便利になったはずである。したがって、Xに対する本件人事異動が不当労働行為に該当するいわれはないと反論するので、以下順次判断する。

1 昭和57年度定期人事異動とXに対する人事異動の当否について

(1) 定期人事異動について

農協は、①職員に多くの職場を経験してもらい一人前の農協職員になってもらうこと、②本所と支所の交流、③不正事故の防止のため、特殊技術者を除き3年をめぐりとして毎年4月に定期異動を行っているのであるが、前記第1の4の(1)認定のとおり、昭和57年4月には、107名の異動対象者のうち58名の異動が行われているのであるから、個別的にみれば必ずしも定期異動の前記方針に適合する者ばかりではないと考えられる。しかし、定期異動なるが故に、不当な人事が許されるとする理由もないのであって、申立人らは、Xに対する本件人事異動の異常性を主張するので、Xの異動理由について検討しなければならない。

(2) Xの異動は3年のローテーションに反するとする点について

Xの共済外務における在職は2年11か月であるから、3年とみなして定期異動対象者とされてもやむをえないことではあるが、前記第1の4の(3)③認定のとおり、共済外務の研修を受けた者7名の平均在職期間は4年4か月（申立人らは、短期間の2名を除けば6年4か月であると主張する。）であり、Xとともに異動したC1は在職6年5か月で、今回係長に昇格したものであり、今回異動しなかった5名の中にはXより在職の長い者が3名もいることを考え合せるとXにつき2年11か月を3年とみなして異動させるには、余程、その異動先がXの適性に合致したものでない限り納得できないところである。

(3) Xが昭和56年10月に提出した自己申告書の希望に反するとする点について

農協は、Xの異動は同人の希望によるものであるとし、同人の自己申告書及びB1農協組合長に異動を要請したことを挙げているが、B1組合長にXが要請したという事実を確認しうる資料はない。

① そこで、Xの自己申告書であるが、前記第1の4の(2)認定のとおり、要するにXは、共済外務の仕事に満足しており、なお他を勉強したいとするものであって、現在の職場は嫌だから、どこでもよい、他の職場へ変りたいということではない。しかも、Xは共済外務のノルマを常に達成し、トップの成績を挙げていたのである。農協は、異動の希望があっても定期異動に当たって異動先の職場まで考慮できないというのであるが、これでは自己申告書を提出させ、面接（Xには面接してない。）まですることの意義は半減するものと考えられるばかりでなく、B3専務は、既に、昭和56年11月には

Xを異動させる腹を固めていたというのであるから、農協としては、Xを共済外務から異動させることだけ考えていたものと判断せざるをえない。

② Xの異動先であるプロパン係は、前職の共済外務の経験が生かされない職場であることは農協も認めており、また、プロパン係は、Xが希望した農政、企画とはかけ離れたものであることも事実である。

(4) Xの年齢を考慮していないとする点について

① 農協は、定期異動に当たり、年齢は特段考慮することはないというのであるが、3年のローテーションを設け適材を適所に配置するのが定期異動ではないかと考えられるばかりでなく、B2参事はその証言の中で、異動案検討に当たり、先ず第1に適性を挙げているにもかかわらず、農協は、Xの異動につき同人の年齢からする適性を考慮していないのである。

② 次に、前記第1の4の(4)③認定のとおり、プロパン係に配属された者の、当時の年齢は皆若く、昭和47年以降はほとんど20歳代前半である。農協は、現在40歳以上の者も働いているというが、同人らは30歳代でプロパン係となりそのまま現在に至っている者であり、もともと保安担当あるいは配送員として採用された者だけであることからみて、41歳のXがプロパン係に配属されたことは前例のないことと言わなければならない。

③ 更に、前記第1の4の(1)に認定したところから、一般男子の異動対象者46名のうち、異動した者は27名及び特殊技術者9名を引くと、異動しない者は10名も残っているのであるが、Xの異動につき、これら10名を含めてプロパン係を人選したわけでもなく、B2証言によれば、プロパン係から転出するC8（20歳から27歳までプロパン係）の後任としてXだけを考えてというのであるから、Xの異動を既定のものとして考えていた結果のものと考えざるをえない。

もっとも農協は、Xは、企画（有線放送）、金融（共済外務）を卒業したので、次は経済を勉強してもらうことにしたと強調し、経済部で異動の出た生活資材課の主食係、プロパン係、のんちゃん係のうち、主食係はB2証言によれば、Xの風貌は家庭の主婦と接触するので適当でなく、プロパン係としたというのであって、これは、共済外務の仕事で農協組合員に直接接触してきたXの実績を無視するものと言わなければならない。

(5) 共済外務からプロパン係への異動は降格であるとする点について

前記第1の3の(3)認定のとおり、Xについては、係長昇格候補として検討しているのであるが、一転してプロパン係に異動させられたわけである。このプロパン係は、主として肉体労働であり、27歳のC8の後任として新たに、41歳のXが共済外務から異動してプロパンガスボンベの配送に従事すれば、これは誰の目にも格下げされたと写ることは明らかであり、この点についてX自身も精神的苦痛を味わうことになることは当然予見しうることである。

(6) 前記(1)ないし(5)判断のとおり、Xに対する本件人事異動は、要するに精神的苦痛を伴う格下げ人事であり、農協が主張する理由には、その合理性、妥当性を見出し難いのであるから、他になんらかの理由の存在を推認せざるをえない。

2 共済外務からプロパン係への異動がXの組合活動に与える影響について

申立人らは、Xがプロパンガスボンベの配送業務に従事すれば、共済外務の場合と異り、同人の組合活動に重大な支障を来すと主張し、農協は、前記のとおり、これに反論する。

前記第1の4の(4)②認定のとおりプロパンガスボンベ配送の仕事は、同4の(3)①、②認定のとおり共済外務の仕事との比較において、41歳のXには肉体的負担が重く、時間的拘束の度合いも強まるであろうことは、本件人事異動に際して容易に予測しえたところと言わなければならない。農協は、プロパン係も共済外務も同じく外勤の仕事であり、Xは本所への異動により、むしろ同人の組合活動には便利になるというが、これらは業務の実態に照しても、また、前記第1の4の(3)②に認定したようにXの組合活動が県下に及んでいることから、これらの主張は肯認することができない。

3 本件人事異動に至るまでの労使事情について

前記第1の2認定のとおり、Xは、昭和51年労組の執行委員長に選任されて以来現在に至るまでその職にあり、その間労組の組織強化を図り、農協に対する労組の活動を活発化し、更に昭和56年の県農協労連の結成に尽力して、同労連の中央執行委員長にも選任され、昭和57年には統一闘争を組織化するなど、労組及び県農協労連の中心的存在として、活動してきたものである。

この間、労組の活動が漸次活発化するにつれ、前記認定のとおり、特に昭和57年の春季賃上げ統一闘争が実施されたことから、組合旗、ワッペン着用、上部団体役員の団体交渉出席等をめぐり、各農業協同組合にもトラブルが生ずるに至ったのであるが、B2参事がXの組合活動について、Xひとりで云々と批判的言動をしていることからみても、農協は、労組の活動が活発化しただけに止らず、他の農業協同組合にも影響が出初めたことから、これらの中心的存在であるXの組合活動を嫌悪するに至ったであろうことは推認するに難くない。

4 Xに対する本件人事異動と不当労働行為の成否について

前記第2の1ないし3判断のとおり、Xに対する本件人事異動は、要するに精神的苦痛を伴う格下げ人事であり、この異動によりXの組合活動にも支障を生ずるものであること、この異動理由には合理性も妥当性も認め難いこと、更にXは、労組及び県農協労連における中心的活動家であり、農協は同人の活動を嫌悪していたこと等の諸事情を併せ考えると、本件人事異動は、Xの組合活動を嫌悪する農協が、定期異動に際しXの自己申告書に藉口して不利益な人事異動を行い、これにより同人の組合活動を規制して、労組及び県農協労連の弱体化をも企図したものと認めざるをえず、これらは労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為と判断する。

以上のとおり、Xに対する本件人事異動命令は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当するので、農協に対し本件人事異動命令を撤回し、同人を原職に復帰させることを命ずるほか、申立人らが求めている陳謝文の掲示については、前記第1の4の(5)認定の事情その他諸般の事情を考慮し主文のとおり文書手交を命ずることとした。

よって、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用し、主文のとおり命令する。

昭和57年12月24日

神奈川県地方労働委員会

会長 江 幡 清